

○熱海市重度障害者（児）医療費助成要綱

昭和48年8月6日

告示第31号

（目的）

第1条 この要綱は、熱海市が重度障害者（児）（以下「障害者（児）」という。）の医療費を助成することにより、当該障害者（児）の自己負担の軽減を図るとともに、その療育を推進して福祉の増進に寄与することを目的とする。

（昭58告示25・平16告示77・平24告示95・一部改正）

（定義）

第2条 この要綱において「障害者（児）」とは、市内に住所を有している者で、別表第1に掲げる社会保険各法（以下「社会保険各法」という。）の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である次の各号のいずれかに該当する者をいう。ただし、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第1号に規定する施設に入所している者、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により児童福祉施設に入所している者及び同条第2項の規定により指定医療機関に入院している者を除く。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受け、障害程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）第5条第3項に規定する身体障害者障害程度等級表の1級又は2級の障害に該当する者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、障害程度が前号の身体障害者障害程度等級表のうち、心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害の3級の障害に該当する者（以下「内部障害3級の者」という。）
- (3) 静岡県療育手帳交付規則（平成12年静岡県規則第89号）第5条第1項の規定により療育手帳の交付を受け、その障害の程度がAと判定された者
- (4) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第3条第1項の規定により、特別児童扶養手当の支給を受けている者に監護されている特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3に定める1級の障害の状態に該当する20歳未満の者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条

第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、その精神障害の状態が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年厚生省令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級として認められた者

2 この要綱において「65歳以上新規対象者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 平成16年12月1日以後に新たに前項第1号から第3号までに規定する障害者（児）となった者のうち、当該要件に該当することになった年齢が65歳以上であったもの（身体障害者手帳の交付の申請を静岡県内の市町において受理した時点での年齢が65歳未満であった者を除く。）

(2) 前項第5号に規定する障害者（児）となった者のうち、当該要件に該当することになった年齢が65歳以上であったもの

3 この要綱において「医療機関等」とは、社会保険各法の規定に基づき医療に関する給付を取り扱う病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者その他のものをいう。

4 この要綱において「基本利用料」とは、社会保険各法における訪問看護療養費のうち指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第13条第1項に規定するものをいう。

（昭49告示54－2・昭53告示50・昭58告示25・昭62告示8・平6告示63・平7告示50・平8告示22・平11訓令2・平13告示7・平16告示4・平16告示77・平18告示25・平20告示31・平22告示43・平24告示95・一部改正・平28告示81・一部改正）

（助成の停止）

第3条 前条第1項各号に係る障害者（児）、障害者（児）の配偶者又は障害者（児）の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者で当該障害者（児）の生計を維持する者の前年の所得が別に定める額以上であるときは、その年の10月から翌年の9月までは助成を停止する。

（平6告示63・追加、平16告示77・平20告示31・一部改正）

（助成の対象者）

第4条 医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する障害者（児）又は障害者（児）を監護し、かつ、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 障害者（児）を監護する父母がいる場合は、父又は母。この場合において、父及び

母がともに監護するときは、当該父又は母のうち主として当該障害者（児）の生計を維持する者（当該父及び母がいずれも当該障害者（児）の生計を維持しない者であるときは、当該父又は母のうち主として当該障害者（児）を監護する者）

(2) 父母がないか又は父母が監護しない場合は、当該障害者（児）と同居して監護する者

（昭53告示50・一部改正、平6告示63・旧第3条繰下・一部改正、平16告示77・一部改正・平28告示81・一部改正）

（助成の額）

第5条 医療費の助成を受けることができる額は、別表第2に定める算定基準額から自己負担金を控除した額とする。

（平6告示63・全改、平8告示22・平14告示76・平16告示77・平20告示31・一部改正・平28告示81・一部改正）

（助成の申請）

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、社会保険各法に規定する療養の給付を受ける資格を証する書類（以下「被保険者証」という。）を提示し、重度障害者（児）医療費助成金受給者証 交付 更新 申請書（様式第1号）に、第2条第1項各号に掲げる要件を満たすことを証明する書類第3条に規定する所得を証明できる書類及び、附加給付に関する証明書（別表第2に規定する附加給付がある場合に限る。以下この条において同じ。様式第2号）を添付して市長に提出し、重度障害者（児）医療助成金受給者証（以下「受給者証」という。様式第3号）の交付を受けなければならない。

2 受給者証の有効期間が満了し、受給者証の更新を受けようとする者は、被保険者証を提示し、重度障害者（児）医療費助成金受給者証 交付 更新 申請書に、第3条に規定する所得を証明できる書類、附加給付に関する証明書及び受給者証を添付して、市長に提出し、受給者証の更新を受けなければならない。

（昭53告示50・昭58告示25・一部改正、平6告示63・旧第5条繰下・一部改正、平16告示77・平20告示31・平24告示95・一部改正・平28告示81・一部改正）

（受給者証の交付）

第7条 市長は、前条の規定により申請した者が、医療費の助成の対象者であると認めたときは、受給者証を交付しなければならない。

(昭58告示25・一部改正、平6告示63・旧第6条繰下・一部改正・平28告示81・一部改正)

(受給者証の再交付)

第8条 受給者証の損傷又は紛失等の事由により受給者証の再交付を受けようとする者は、重度障害者(児)医療費助成金受給者証再交付申請書(様式第4号)を市長に提出して、その再交付を受けなければならない。

(昭53告示50・一部改正、平6告示63・旧第7条繰下、平16告示77・平24告示95・一部改正)

(受給者証による受診)

第9条 受給者証の交付を受けた者(以下「受給者」という。)又はその監護する障害者(児)について診療等を受けようとするときは、医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示し、診療等を受けた後、当該診療に係る別表第2算定基準額の欄1から3までに規定する額(以下「一部負担額」という。)を支払うものとする。

(昭53告示50・一部改正、平6告示63・旧第8条繰下・一部改正、平16告示77・平20告示31・一部改正)

(支給の申請)

第10条 受給者は、医療費の助成金の支給を受けようとするときは、重度障害者(児)医療費助成金支給申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受給者が前条の規定により医療機関等に被保険者証とともに受給者証を提示し、診療等を受けたときは、当該医療機関等から提供される情報に基づき静岡県国民健康保険団体連合会から市長に当該診療等に係る一部負担額その他助成金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、受給者から市長に助成金の支給申請があったものとみなす。

(平16告示77・全改、平20告示31・平24告示95・一部改正)

(支給額の決定)

第11条 市長は、前条第1項又は第2項に規定する支給申請があったときは、その内容を審査し、医療費について適当と認めた支給額を決定し、受給者に支給するものとする。

(昭53告示50・一部改正、平6告示63・旧第10条繰下、平16告示77・平20告示31・一部改正)

(支給の対象期間)

第12条 医療費の助成金の支給の対象期間は、第6条第1項又は第2項の規定による提出があった日から第4条に規定する助成の対象者としての要件を欠くに至った日（第2条第1項第4号に掲げる児童にあっては、その者の年齢が20歳に達した日の前日）までとする。

（昭53告示50・一部改正、平6告示63・旧第11条繰下・一部改正、平16告示77・平20告示31・一部改正）

（変更届）

第13条 受給者又はその監護する障害者（児）が住所又は氏名を変更したときは、受給者は、被保険者証を提示し、重度障害者（児）医療費助成金受給者証交付申請事項変更届（第6号様式）に、受給者証を添付して、速やかに市長に届け出て受給者証の書換交付を受けなければならない。

2 受給者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、被保険者証を提示し、重度障害者（児）医療費助成金受給者証交付申請事項変更届に、第6条第1項に規定する附加給付に関する証明書を添付して（第3号に該当する場合を除く。）、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 加入している医療保険を変更したとき。
- (2) 附加給付の内容に変更があったとき。
- (3) 支払希望金融機関を変更したとき。

（昭53告示50・昭58告示25・一部改正、平6告示63・旧第12条繰下・一部改正、平16告示77・平20告示31・一部改正）

（受給資格喪失届）

第14条 受給者が、第4条に規定する助成の対象者として、その要件を喪失するに至ったときは、重度障害者（児）医療費助成金受給資格喪失届（様式第7号）に受給者証を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡し、又は失踪の宣告を受けたときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による届出義務者は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。この場合において、死亡し、又は失踪の宣告を受けた者に支給すべき医療費の助成金があるときは、届出義務者に支給することができるものとする。

（昭53告示50・一部改正、平6告示63・旧第13条繰下・一部改正、平16告示77・平20告示31・平24告示95・一部改正）

(助成金の返還)

第15条 市長は、受給者の偽りその他不正な手段により、医療費の助成金の支給を受けたときは、既に支給した金額の全部又は一部を返還させることができる。

(昭53告示50・一部改正、平6告示63・旧第14条繰下・一部改正・平28告示81・一部改正)

(権利の消滅)

第16条 医療費の助成金の支給を受ける権利は、次の各号のいずれかに該当する場合は、消滅するものとする。

- (1) 障害者（児）が診療等を受けた日から3月後の属する月から起算して1年間、第10条第2項の規定による支給の申請を行わない場合
- (2) 障害者（児）が診療等を受けた日の属する月の翌月から起算して1年間、第10条第1項の規定による支給の申請を行わない場合

(平24告示95・全改・平28告示81・一部改正)

附 則

この告示は、公示の日から施行し、昭和48年7月1日から適用する。

附 則（昭和49年告示第54—2号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（昭和53年告示第50号）

この告示は、公示の日から施行し、昭和53年10月1日から適用する。

附 則（昭和58年告示第25号）

この告示は、昭和58年4月1日から施行し、改正後の第2条、第4条及び第12条の規定は昭和58年2月1日から適用する。

附 則（昭和62年告示第8号）

この告示は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成6年告示第63号）

この告示は、公示の日から施行し、改正後の熱海市重度心身障害者医療費助成要綱の規定は、平成6年10月1日以後の医療費に係る助成から適用する。

附 則（平成7年告示第50号）

この告示は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則（平成8年告示第22号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成11年訓令第2号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年告示第7号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成14年告示第76号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（平成16年告示第4号）

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年告示第77号）

（施行期日）

1 この告示は、平成16年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の熱海市重度障害者（児）医療費助成要綱の規定は、平成16年12月1日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成18年告示第25号）

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第31号）

1 この告示は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の熱海市重度障害者（児）医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成22年告示第43号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年告示第95号）

1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

2 改正後の熱海市重度障害者（児）医療費助成要綱の規定は、この告示の施行の日以後の医療費に係る助成から適用し、同日前の医療費に係る助成については、なお従前の例による。

附 則（平成28年告示第81号）

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に改正前の熱海市重度障害者（児）医療費助成要綱の規定及び様式により提出されている申請書は、改正後の熱海市重度障害者（児）医療費助成要綱の相当する規定及び様式により提出された申請書とみなす。

別表第1（第2条関係）

（平6告示63・全改、平16告示77・旧別表・一部改正、平20告示31・一部改正）

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (6) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

別表第2（第5条関係）

（平16告示77・追加、平20告示31・一部改正）

算定基準額	自己負担金
1 次に掲げる経費（児童福祉法その他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付（生活保護法（昭和25年法律第144号）第15条の規定に基づく医療扶助を除く。）及び健康保険組合等の規約又は定款等で定めている附加給付がある場合は、当該給付の額を控除する。）とする。	障害者（児）1人の1月につき同一の医療機関等（ただし、薬局を除く。）に対する医療費の支払ごとに500円（当該支払額が500円に満たない場合は、その額とする。）
(1) 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項に規定する療養に要する費用の算定の例により算出した額から家族療養費を控除した額又は療養の給付を受ける場合の一部負担金として医療機関等に支払った額	
(2) 社会保険各法の規定に基づき、健康保険法第88	

条第4項の規定する訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関等に支払った額又は高齢者の医療の確保に関する法律第78条第4項に規定する訪問看護療養費のうち基本利用料として医療機関等に支払った額

- 2 1に掲げる経費のうち、内部障害3級の者については、当該障害に付随して発現する傷病に対する医療であると医療機関等が判断した医療に係る経費に限るものとする。
- 3 1に掲げる経費のうち、65歳以上新規対象者で本人又は本人と同一世帯に属する者のいずれかの前年の所得に市町村民税が課せられている者については、入院以外に係る経費に限るものとする。

様式第1号（第6条関係）

重度障害者（児）医療費助成金受給者証				交付 更新	申請書	
申請者	住所				(TEL —)	
	氏名		男・女	年 月 日生		
	個人番号					
	職業		障害者との続柄			
障害者	住所				(TEL —)	
	氏名		男・女	年 月 日生		
	個人番号					
世帯の状況	同一世帯員の氏名		続柄	個人番号		
加入医療保険	被保険者証	被保険者又は組合員の氏名			附加給付	
	記号					有・無
	番号					
	保険者	所在地				
	名称					
支払希望機関	名称		口座名義	口座種別	口座番号	
				普通・当座		
上記のとおり、重度障害者（児）医療費の助成を受けたいので、受給者証の交付を申請します。 また、受給資格の有無、課税状況等に関する確認に同意します。						
年 月 日						
熱海市長 あて						
申請者氏名 印						

様式第2号(第6条関係)

附加給付内容証明願				
保険者名				
被保険者証番号				
被扶養者	住所			
	氏名		男・女	年月日生
上記被扶養者について、次のとおり附加給付の内容を証明してください。 年月日 保険者または 事業主 氏名 様 被保険者 組合員 氏名 <input checked="" type="checkbox"/>				
各保険者(事業主)にお願い この証明書は、熱海市が実施している医療費助成に使用するものですから、ご協力願います。 热海市長				
証明書				
附加給付の 内 容	算式			
上記のとおり証明します。 年月日 保険者または 事業主 氏名 所在地 名称 代表者 氏名 <input checked="" type="checkbox"/>				

様式第3号(第6条関係)

(表 面)

重度障害者(児)医療費助成金受給者証 (一般・後期高齢者・65歳以上新規)					
公費負担者番号					
受給者番号					
障害者	住 所				
	氏 名				
生年月日	年	月	日	男・女	
有効期間	年	月	日から	日まで	
摘要	 ----- 				
発行機関名 及び印	静岡県 熱海市長				
交付年月日	年 月 日				

(裏 面)

注 意 事 項	
1 この証は、あなたが医療費の助成を受けることができる証ですから、大切に保管してください。	
2 医療機関等で診察を受けた時は、この証を必ず被保険者証と一緒に医療機関等の窓口に提示してください。	
3 医療費の自己負担分は、医療機関等の窓口でいったんお支払いください。	
4 この証は、県外の医療機関では使用できません。 県外の医療機関で受診した時は、熱海市が規定する書類により、熱海市へ助成金の交付申請をしてください。	
5 次の場合には必ず熱海市へ届け出してください。	
(1) 住所や氏名を変更したとき (2) 加入保険に変更があつたときや加入保険の附加給付の内容に変更があつたとき	
(3) 助成金の振込先の口座に変更があつたとき	
6 県内の他の市町村へ転出した場合は、転出先の市町村で新たに受給者証の交付を受けてください。	
7 この証を破損したり、紛失したときは、再交付を受けてください。	
8 受給資格がなくなつたときは、速やかに返還してください。	
9 有効期限を過ぎたときは、速やかに返還して更新交付を受けてください。	

様式第4号(第8条関係)

重度障害者(児)医療費助成金受給者証再交付申請書

年 月 日

熱海市長 あて

住所
受給者 氏名 

次のとおり、重度障害者(児)医療費助成金受給者証の再交付を申請します。

受給者 氏名	
再交付の理由	
紛失等年月日	年 月 日頃

(注) 破損又は汚損の場合は、受給者証を添付すること。

申請者は、記名押印に代えて署名することができます。

様式第5号(第10条関係)

市 町 村 記 入 欄	保 险 診 療 等 の 一 部 负 担 額	控 除 額 附 加 給 付 額	自 己 负 担 金 (控 除 額)	支 給 額	備 考		
	円	円	円	円	(病名)		
	附加給付額の算定						
	市町村民税課税状況 課 稅 ・ 非 課 稅						
受 給 者 記 入 欄	重 度 障 害 者 (児) 医 療 費 助 成 金 支 給 申 請 書					年 月 日	
	熱海市長 あて						
	受給者 住所 氏名					印	
	受 給 者 番 号	第 号	加 入 医 保 険	記 号			
				番 号			
				保 险 者 名			
	受 給 者 名	氏 名	附 加 給 付		有 無		
		生年月日	年 月 日				
	保 险 診 療 等 領 収 書						
	医 療 機 関 等 記 入 欄	保 险 診 療 に よ る 一 部 负 担 額	※				円
訪 問 看 護 療 養 費 基 本 利 用 料 等		※				円	
計							
※ 診 療 期 間 年 月 日 か ら 年 月 日 ま で 入 院 有・無(年 月 日 か ら 年 月 日 ま で)							
年 月 日							
所 在 地 医 療 機 関 等 名 称 代 表 者 名						印	

(注) ※印欄は医療機関等が記入してください。

申請者は、記名押印に代えて署名することができます。

様式第6号（第13条関係）

重度障害者（児）医療費助成金受給者証交付申請事項変更届

年　月　日

熱海市長　　あて

住所
受給者
氏名

次のとおり、重度障害者（児）医療費助成金受給者証交付申請の内容に変更がありましたので、届け出ます。

受給者証	番号	第号
変更の内容	(1) 住所 (2) 氏名 (3) 加入医療保険 (4) 附加給付 (5) 金融機関	
	変更前	
	変更後	

- (注) 1 変更の内容欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2 加入医療保険又は附加給付に変更があった場合は、附加給付に関する証明書を添付すること。この場合は、変更前及び変更後の欄は記入不要。
3 受給者証を添付すること。

様式第7号（第14条関係）

重度障害者（児）医療費助成金受給資格喪失届

年　月　日

熱海市長　　あて

住 所
氏 名

次のとおり、重度障害者（児）医療費助成金受給資格を喪失したので、届け出ます。

受給者氏名			
受給者証	番号	第	号
資格喪失の理由			
資格喪失年月日	年	月	日

(注) 受給者証を添付すること。

様式第1号（第6条関係）

（昭58告示25・全改、平6告示63・平13・平16告示77・平20告示31・一部改正、平24告示95・旧第1号様式・一部改正・平28告示81・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（平6告示63・一部改正、平24告示95・旧第2号様式・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

（平20告示31・全改、平24告示95・旧第3号様式・一部改正・平28告示81・一部改正）

様式第4号（第8条関係）

（平6告示63・平13・平16告示77・一部改正、平24告示95・旧第4号様式・一部改正）

様式第5号（第10条関係）

（平16告示77・全改、平20告示31・一部改正、平24告示95・旧第5号様式・一部改正）

様式第6号（第13条関係）

（平6告示63・平13・平16告示77・平20告示31・一部改正、平24告示95・旧第6号様式・一部改正・平28告示81・一部改正）

様式第7号（第14条関係）

（平6告示63・平13・平16告示77・一部改正、平24告示95・旧第7号様式・一部改正・平28告示81・一部改正）